

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者名

住 所 福岡県福岡市中央区天神 4－2－20

商号又は名称 (株) 竹中土木 九州支店

2 指名停止の期間

令和8年8月5日 から 令和8年9月4日まで（1か月間）

3 事実概要

(株) 竹中土木の使用人が、同社が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、協力会社と共謀して労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止の理由

前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その2第12号に該当する。
従って、指名停止期間を1か月とする。

【福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その2（不正又は不誠実な行為）】

措置要件	期間
12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、公社発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内